

報道関係者 各位

平成 29 年 8 月 4 日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室 長 丸葉 勝彦

室長補佐 澤井 乙夫

(直通電話) 0776-22-2691

福井県最低賃金 時間額 778 円を答申 — 現行 754 円を 24 円引上げ —

福井地方最低賃金審議会（会長 新宮 晋）は、本年 7 月 7 日、福井労働局長（早木武夫）から福井県最低賃金の改正決定の諮問を受け、福井県最低賃金専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、8 月 4 日、福井労働局長に対して答申を行いました。

答申では、現行の福井県最低賃金時間額を 24 円引上げ、1 時間 778 円に改正するものです。

引上げ額 24 円は、最低賃金が時間額で決まるようになった平成 14 年以降で最も高い引上げ額（引上げ率 3.18%）であり、4 年連続して引上げ最高額が更新されることとなります。

今後、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、改正決定の手続きを行います。新しい福井県最低賃金は、本年 10 月 1 日から適用される予定です。

参考

福井県最低賃金の推移

単位(円)、(%)

	時間額(円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)	中賃目安額(円)
平成14年	642	0	0.00	0
平成15年	642	0	0.00	0
平成16年	643	1	0.16	0
平成17年	645	2	0.31	3
平成18年	649	4	0.62	3
平成19年	659	10	1.54	10
平成20年	670	11	1.67	10
平成21年	671	1	0.15	—
平成22年	683	12	1.79	10
平成23年	684	1	0.15	1
平成24年	690	6	0.88	4
平成25年	701	11	1.59	10
平成26年	716	15	2.14	14
平成27年	732	16	2.23	16
平成28年	754	22	3.01	22
平成29年	778	24	3.18	24

※中賃目安額とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上げ額である。